

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供と相談支援の充実

【基本的な考え方】

障害のある人のニーズを必要な支援に的確につなぐ役割を担う情報提供と相談支援は、障害者支援の「要」と位置づけられます。

支援を必要とする人が自らのニーズに気づき、必要な支援を選択して利用できるような情報を的確に提供するとともに、潜在化したニーズも発見しながら、ニーズと必要な支援を的確にコーディネートする相談支援を充実していくよう、障害のある人どうしのピアカウンセリング等も含めて相談支援体制の充実を図ります。また、地域自立生活支援を推進するしくみとして関係機関で設置した地域自立支援協議会のもとで相談機関のネットワークを強化しながら、より効果的な展開が図れるしくみづくりを推進します。

そのなかで、ニーズに応じて的確な支援を行っていくためのケアマネジメントを充実するよう、施設・医療機関から地域生活に移行する人や自分で計画的なサービス利用が難しい人などを対象にしたサービス利用計画をはじめとした個別支援計画づくりを、子どもの発達や療育を継続的に支援するしくみとも連動を図りながら推進します。

さらに、効果的なケアマネジメントを行っていく前提として、障害程度区分認定やサービスの支給決定が的確に行われるよう推進していきます。

【推進方向】

1) 情報提供の充実

①情報提供の推進

障害のある人の生活に関するさまざまな情報を、広報ねやがわ、市ホームページ、各種パンフレット等を活用して広く周知します。また、メールやFAXを活用した直接的な情報提供等の実施についても研究、推進します。

これらの推進においては、障害のある人のニーズやアイデアを活かしていくよう、障害者団体等と協力して推進します。

②きめ細かな情報提供の体制づくり

障害の状況などに応じたきめ細かな情報提供を行っていくよう、当事者団体、福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等と協力し、体制づくりを推進します。

また、そうした媒体や経路からも情報を得にくい人などに、民生委員・児童委員や福祉委員などの協力を得て、個別に情報を伝えていくよう取り組みます。

③福祉制度等に関する学習の推進

変化が激しい福祉制度等への理解を深めるよう、当事者や介護者、事業者等を対象にした学習機会を提供するよう推進します。

2) 多様な相談支援の場づくり

①総合的な相談支援を行う窓口の充実

障害のある人の生活全般に関する問題や子どもの発達に関する不安など、さまざまな相談を常時受け付け、適切な機関や支援につなぐ市民にわかりやすい相談窓口をめざして、福祉事務所の相談機能を強化します。

また、福祉事務所と連携しながら、ケアマネジメントによるきめ細かな相談支援を行っていくために、相談支援事業所等と連携して相談支援の中核となる窓口を設置するよう推進します。

あわせて、IT技術の活用なども含めて身近なところで手続き等ができるしくみづくりなども検討していきます。

②相談支援事業の充実

社会資源の活用や利用者の社会生活力の向上などを図りつつ、総合的な相談支援を行う相談支援事業を充実していくよう、相談支援事業所等と連携して相談支援体制の強化を推進します。

③地域に密着した相談支援の推進

身近なところで気軽に相談できるよう、まちかど福祉相談所などの地域に密着した相談窓口との連携を強化するとともに、福祉サービス事業者、医療機関、薬局などと協力し、身近な相談に対応しながら、必要に応じて適切な機関につなぐよう取り組みます。

また、障害者相談員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が気軽に相

談にのり、必要に応じて適切な機関につないでいくよう、情報提供や連携の場づくりを推進します。

④ピアカウンセリングの充実

障害者相談員も含め、当事者の立場で相談支援を行うピアカウンセリングを推進するよう、当事者団体等と連携を図りつつ、相談支援事業所等での取り組みを推進します。

また、ピアカウンセラーの養成や専門性の向上に向けた取り組みをすすめていくよう、関係機関等と協力して推進します。

3) 相談支援ネットワークの充実

①地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するとともに、関係機関のネットワークを強化し、障害のある人の地域自立生活支援を推進していくしくみとして、「寝屋川市地域自立支援協議会」の充実を図ります。

そのため、課題ごとに具体的な検討を行う部会やワーキング、個別ケースケア会議等の取り組みを強化し、全体会を通じて課題の共有や施策への反映、地域資源の開発などを推進していきます。

②相談支援ネットワークの充実

地域自立支援協議会のもとで、各々の相談支援機関等がそれぞれの専門性や特色を活かしながら連携し、効果的に支援を行っていくよう、福祉事務所、相談支援の中核となる窓口、相談支援事業所、専門相談機関や医療機関等による相談支援ネットワークを充実します。

そのなかで、介護保険事業を利用する障害者を支援するうえでの地域包括支援センター等との連携や、地域福祉活動等のインフォーマルな支援と連携するうえでの地域福祉推進機関との連携など、幅広い支援を行っていくためのネットワークづくりを推進します。

③複雑な問題に対応するしくみづくりの推進

障害のある人に関わる地域でのトラブルなども含めて、複雑で困難な問題の解決をすすめていくしくみとして、地域福祉計画に位置づけている「(仮称)セーフティネッ

ト委員会」を設置していくよう、関係部局や機関・団体等と協力して推進します。

④広域的なサービス利用をすすめるしくみづくり

専門性の高い福祉サービス等は広域的な観点で整備し、活用していくことが不可欠であることから、市外のサービス等も効果的に活用できるよう、府や周辺自治体等といっそう連携できるしくみづくりを呼びかけていきます。

4) ケアマネジメントの充実

①個別支援計画の推進

一人ひとりのニーズや意思をふまえた「自分らしい暮らし」を支援していくために、障害のある人本人の参加による個別支援計画の充実を図るよう推進します。そのために、サービス提供責任者等への情報提供や研修などを行っていきます。

また、個別支援計画において、公的なサービスとともに市民等が取り組んでいる地域福祉活動も効果的に活用した支援ができるよう、社会福祉協議会や関係機関・団体等と協力して推進します。

②サービス利用計画等の推進

特に計画的な支援が必要な人に対するサービス利用計画を必要な人が的確に利用できるよう、利用の促進を図ります。

また、公的な関わりなどが必要なケースなどは、福祉事務所が中心となり、相談支援事業所等と連携しながらケアマネジメントを行っていくよう推進します。

③個別ケースに関するケア会議等の充実

複数の機関が関わって支援しているケースなどで、的確な連携ができるよう調整する個別ケースケア会議を的確に行っていくよう、相談支援機関や福祉サービス事業者等が協力した取り組みを推進します。

また、そのなかで、福祉施設や医療機関から地域での生活に移行する人などに、相談支援機関やサービス提供事業所、医療機関等がチームを組んで支援するしくみづくりを推進します。

5) 的確なサービス支給決定の推進

① 的確な障害程度区分認定の推進

障害福祉サービス等を利用するうえでの基礎となる障害程度区分の認定が的確に行われるよう、認定調査を行う調査員の研修等を充実します。

また、審査会において的確な判断がなされるよう推進します。

② 支給決定ガイドラインの充実

障害の程度や介護ニーズ等に応じて、公平に適切なサービスが利用できるよう、地域自立支援協議会等で検討しながら、サービス支給決定ガイドラインの適切な運用を図るよう推進します。

2. 生活を支援するサービスの充実

(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実

【基本的な考え方】

障害者自立支援法が施行され、障害のある人の生活や介護を支援する福祉サービスは、新たな体系で身体障害、知的障害、精神障害を一元化して提供されることになりました。

新たな制度のもとで、障害の種類や程度などによっても異なる多様なニーズに的確に対応し、余暇時間の有効活用なども含めた質の高い自立生活を支援していくよう、自立支援給付や市が実施する地域生活支援事業等を推進していきます。

福祉サービスについては、サービスを提供する人材の確保が大きな課題になっています。根本的な解決のために制度の見直しを求めていくとともに、福祉サービス事業者等とも協力し、質の高いサービスを提供していくためのサービス提供体制を確立していきます。

また、公的なサービスと連携してきめ細かく支援する地域福祉活動を推進するよう支援し、両者を組み合わせた効果的な支援が行えるよう推進します。

これらのサービス提供においては、介護者等が安心し、ゆとりをもって障害のある人の自立を支援できるよう、介護者等に対する支援も充実していきます。

【推進方向】

1) 生活や介護を支援するサービス等の充実

①ホームヘルプ・ガイドヘルプの充実

自宅での身体介護・家事援助等や外出時の移動支援などを行うサービスを自立支援の観点にたった個別支援計画に基づいて的確に行うよう、必要なサービス提供体制の確保とサービスの質の向上に向けた取り組みを、事業者連絡会等と協力して推進します。

②通所型サービスの充実

就労や日中活動の支援を行う通所型のサービスを提供するよう、事業所の確保やサ

サービスの質の向上に向けた取り組みを、施設協議会等と協力して推進します。そのために、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう推進します。

③短期入所の充実

障害種別ごとの特性に応じたサービスを提供していくよう、事業所の確保を図ります。そのために、短期入所を実施している事業所でのさらなるサービスの充実を推進するとともに、入所・通所型の施設等での実施などによる新たな事業所の確保も推進していきます。また、市外の事業所等がスムーズに利用できるよう、府や周辺自治体等といっそう連携できるしくみづくりに取り組みます。

あわせて、日中一時支援事業を充実するよう、事業所の確保を図ります。

④各種事業の充実

補装具や日常生活用具等を適切に利用できるよう、情報提供を推進していくとともに、技術革新等をふまえたサービス内容の充実を推進します。

また、訪問入浴サービスや配食サービスなど、生活を支援するサービスを推進します。

なお、生活を支援するサービス等については、三障害が一元化された障害者自立支援法の考え方をふまえて、障害種別ではなくニーズによって対象者を定めるよう検討します。

⑤障害福祉サービス等を提供する人材の確保

障害福祉サービス等を提供する人材を着実に確保するよう、関係機関等と連携しながらヘルパー養成講座を実施するとともに、有資格者の就業を呼びかけるなどの取り組みを推進します。

また、サービス提供に従事する人が適切な待遇を受けられるよう、給付費等の充実を国に求めていきます。

⑥地域福祉活動等との連携の強化

障害福祉サービス等の制度に基づくサービスだけでは対応しにくいきめ細かな支援を行っていくために、ボランティアやNPO、自治会等の地域組織等で取り組まれている地域福祉活動を推進するとともに、公的なサービスと効果的な連携が図れるよう、個別支援計画等で調整できるしくみづくりを推進します。

⑦難病や発達障害、高次脳機能障害がある人等への支援の推進

障害福祉サービス等の対象になりにくく、支援の方策が確立されていない難病がある人や、発達障害、高次脳機能障害等がある人への支援を推進するよう、制度の確立を国・府に要望していきます。また、市でも専門機関等と協力しながら、個々のニーズに応じた支援に取り組んでいくよう推進します。

2) 家族介護者等への支援の充実

①障害福祉サービス等の利用の促進

障害のある人の介護や障害のある子どもの育児をしている家族の方などの負担を、障害福祉サービス等を適切に利用することで軽減していくよう、各種支援制度に関する情報や学習機会の提供、気軽に相談できる場づくりなどを推進します。また、家族等の休息を支援することに配慮したサービス（レスパイトサービス）の充実を図ります。

②介護者の健康管理への支援の推進

介護による身体的、精神的な負担による健康状態の低下を予防するよう、健康診査等の保健サービスを利用するよう呼びかけをすすめます。また、介護者のニーズをふまえた健康教室等を行っていくよう、当事者団体等と協力して推進します。

③介護者の交流や学習活動への支援の推進

介護をしている人どうしが悩みを話したり、情報交換や共同学習、支えあいなどの活動を行うことで負担の軽減を図るよう、介護者等による当事者活動を推進します。

3) 余暇活動への支援の充実

①余暇活動の場の確保

余暇時間を有効に過ごし生活の質を高めていく観点から、生涯学習、生涯スポーツ、レクリエーション等に障害のある人が参加しやすくするよう、条件整備を推進します。

②余暇活動への参加に対する支援

市民の余暇活動として行われているさまざまな場面に障害のある人が参加できるよ

う、障害に対する理解や障害に配慮した参加の条件づくりなどを推進します。

また、余暇活動に参加するための移動やコミュニケーションに関する支援についても、適切に行っていくよう推進します。

(2) 居住の場の確保の推進

【基本的な考え方】

地域で自立して生活していくうえでは、生活の基盤となる安全で快適な居住の場を確保することが不可欠です。

障害に応じた住宅改造を支援するとともに、家族からの独立や施設・医療機関からの移行なども含めた新たな住宅を確保するうえでの入居の支援、グループホーム・ケアホームの整備などを、ニーズをふまえて推進していきます。

あわせて、施設での支援が必要な人の生活の場であると同時に、自立生活に向けた訓練や、緊急対応や介護者の休息等のための短期入所への対応など、地域での生活をサポートする機能をもつ居住型の施設を確保していくよう、府や周辺自治体とも協力して検討していきます。

【推進方向】

1) 地域自立生活のための居住の場の確保

①公営住宅や民間賃貸住宅の利用の推進

福祉施設や医療機関で生活している人の地域生活への移行も含め、地域で自立生活をおくるための住宅の確保を支援するよう、公営住宅の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅への入居に対する理解を深めるための、事業者等への啓発やはたらきかけを推進します。

②グループホーム・ケアホームの充実

グループホームやケアホームの整備をすすめるよう、福祉サービス事業者等と協力して推進するとともに、整備や運営に関する助成などを、国・府に要望します。

また、世話人の確保や公営住宅の活用等にも取り組みます。

③地域での居住をすすめるための支援の推進

障害のある人が地域で生活していくことへの理解を深めるよう、社会福祉協議会や校区福祉委員会、自治会等の地域組織、当事者団体等と協力して取り組みます。

また、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等を活用した支援を推進します。グループホームやケアホームで生活している人と地域との交流についても、福祉サ

サービス事業者や自治会等の地域組織等と協力して推進します。

④住宅のバリアフリー化の推進

障害に応じた改造等を行うことで安全かつ快適に自立した生活ができるよう、住宅改造を支援します。そのために、改造費に対する助成を行うとともに、専門家や経験者等による助言などを推進します。

2) 施設入所支援の充実

①施設入所支援の充実

施設での支援が必要な人の生活の場を確保するとともに、施設での生活の質を高めていくよう、福祉サービス事業者等と協力して推進します。

入所型の施設については、より地域に開かれた施設として、地域で生活する人を支援するうえで必要な短期入所や専門的な介護などのサービスを提供する拠点となることが期待されています。こうした機能をもつ施設を整備していくよう、府や周辺自治体等と連携しながら検討していきます。

(3) 経済的安定のための支援

【基本的な考え方】

地域で自立して生活していくためには一定の経済的な安定は不可欠です。重度の障害がある人などには障害基礎年金等が支給されていますが、障害者自立支援法による利用者負担の増大などもあり、今後の生活に不安をもつ人も少なくないのが実状です。

自立生活をするうえでの基盤として障害基礎年金等の充実を求めていくとともに、障害福祉サービス等による支援を受けながら生活している人などの経済的な負担を軽減するよう、取り組んでいきます。

【推進方向】

1) 年金・手当等の充実

①年金・手当等の充実

地域で自立した生活を推進していく観点から、経済的な基盤を支えるよう障害基礎年金や各種手当等の充実を国などに要望していきます。

2) 経済的負担の軽減

①経済的負担を軽減するための支援

障害があることによる経済的な負担を軽減するよう、適切な支援を行っていきます。そのために、障害福祉サービス等の利用料について適正な負担となるよう、国などに要望していきます。

また、社会参加を促進するよう実施している各種料金等の減免について、精神障害者保健福祉手帳を所持している人などにも適用していくよう、国や事業者等へのはたらきかけなどを行っていきます。

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1) 権利擁護に対する支援の充実

【基本的な考え方】

国連で「障害者の権利条約」が採択されたことをはじめ、障害のある人の権利擁護のための取り組みをいっそう推進していくことが求められています。また、だれもが“自分らしく”暮らしていけるよう、市民がお互いに尊重しあいながら生活できるまちをつくっていくことが、この計画の大きな目標です。しかし、現実には、障害のある人など弱い立場にある人の権利が侵害されている場面は少なくありません。

生活のさまざまな場面における権利侵害をなくしていくよう、身近に相談できる場づくりをすすめていくとともに、具体的な解決に向けた支援を行っていくよう、福祉サービスをはじめとする苦情の解決や、判断能力が不十分な人などへの後見的支援、虐待防止に向けた取り組みを推進していきます。

また、障害のある人の問題に限らず、さまざまな権利擁護に関する取り組みを市民の理解と共感を得ながら推進していくよう、寝屋川市全体でのしくみづくりをすすめていきます。

【推進方向】

1) 権利擁護をすすめる体制づくり

①権利擁護を推進するしくみづくり

権利擁護のしくみづくりを推進していくために関係機関等が協議を行っていく場を、地域自立支援協議会の部会・ワーキングなどとして設置するよう検討します。

②ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等の検討

障害のある人の権利擁護をすすめていく意識を市民みんなで共有するよう、ノーマライゼーションのまちづくりに関する都市宣言等について検討します。そのなかで、障害のあるなしにかかわらず多様な市民が参加し、協議を通じてお互いの理解を深めるよう取り組みます。

2) 権利擁護に関する相談・支援の推進

①相談機関等における支援の充実

権利侵害の解決や、生活のさまざまな場面での権利擁護に関する相談や支援をすすめるよう、各相談支援機関等での対応を推進します。そのために、相談支援員等に対する研修等を行うとともに、相談支援ネットワーク等を通じて情報交換や事例検討を行うなど、専門性を高めるよう取り組みます。

また、大阪後見支援センター等の専門機関の利用を促進するよう、情報提供の充実に図ります。

②障害福祉サービス等に関する苦情解決の推進

障害福祉サービス等に関する苦情解決への取り組みを充実するよう、事業者連絡会や施設協議会等と連携して推進します。

また、市が実施しているオンブズパーソン（苦情調整委員）制度の利用を促進するよう、制度の周知等をすすめます。

③権利擁護センターの検討

権利擁護に関する市民の理解を深めながら具体的な支援をすすめていく拠点として地域福祉計画に位置づけている「(仮称)権利擁護センター」を、関係機関等と連携しながら整備していくよう検討します。

3) 後見的支援の充実

①成年後見制度に関する相談や利用支援の充実

判断能力が十分でない人などが成年後見制度を的確に利用できるよう、情報提供を推進します。また、各相談支援機関等での相談や申立等に関する支援を充実するとともに、申立や利用にかかる費用の助成等を行う成年後見制度利用支援事業等を有効に活用するなど、利用に対する支援を充実します。

②成年後見人等の確保の推進

成年後見制度を的確に利用できるようにしていくために、第三者後見人等を確保するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体との連携を図ります。

また、市民が専門職等と連携しながら身上監護等の日常的な支援を行っていきけるよ

う、市民後見人等の養成について検討するとともに、法人後見の推進についても関係機関等と連携して検討していきます。

③日常生活自立支援事業の推進

日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業を推進するよう、事業を実施する社会福祉協議会等と連携して、専門員や生活支援員等の体制の強化などに取り組みます。

4) 虐待防止の取り組みの推進

①虐待防止に向けた取り組みの推進

障害のある人への家庭や施設などでの虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう、関係機関等によるネットワークづくりを推進します。

また、虐待の発生を防止するよう、相談支援や各種サービスの提供等を通じて介護者等への支援を行っていくとともに、施設における虐待防止に向けて職員への研修等を行っていきます。

②虐待ケースへの対応の推進

虐待を受けている人などに関係機関等によるネットワークで支援ができるしくみづくりをすすめるとともに、緊急時に入所できる施設の確保などに取り組みます。